

貨物自動車運送事業法の改正概要

(平成30年12月8日成立、同年同月14日公布、施行未)

(改正の目的)

国民生活や経済活動を支えるトラック運送業の健全な発達を図る上で、事業規制の適正化及び運転者の労働環境を改善する必要があるため。

1. 規制の適正化

(1) 欠格期間の延長等

法令に違反した者等の参入の厳格化

- ・欠格期間の延長（2⇒5年）
- ・処分逃れのため自主廃業を行った者の参入期限
- ・密接関係者（親会社等）が許可の取消処分を受けた者の参入制限 等

(2) 許可の際の基準の明確化

以下について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化

- ・安全性確保（車両の点検・整備の確実な実施等）
- ・事業の継続遂行のための計画（十分な広さの車庫等）
- ・事業の継続遂行のための経済的基礎（資金） 等

(3) 約款の認可基準の明確化

荷待時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化

→ 原則として運賃と料金とを分別して收受

「運賃」：運送の対価、「料金」：運送以外のサービス等

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化（許可後、継続的なルール遵守）

(1) 輸送の安全に係る義務の明確化

- ・事業用自動車の定期的な点検・整備の実施 等

(2) 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

- ・車庫の整備・管理
- ・健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付

3. 荷主対策の深度化 ※「荷主」には元請事業者も含まれる。

トラック事業者の努力だけでは働き方改革・法令遵守を進めることは困難

（例：過労運転、過積載等）

→ 荷主の理解・協力のもとで働き方改革・法令遵守を進めることができるよう、以下の改正を実施

(1) 荷主の配慮義務の新設

- ・トラック事業者が法令遵守できるよう、荷主の配慮義務を設ける

(2) 荷主勧告制度（既存）の強化

- ・制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者を追加
- ・荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記

(3) 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

【平成35年度末までの時限措置】

- (1) トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合
 - ① 国土交通大臣が関係行政機関の長と、当該荷主の情報を共有
 - ② 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための働きかけ
- (2) 荷主への疑いに相当な理由がある場合 → 国土交通大臣が、関係行政機関と協力し、要請
- (3) 要請をしてもなお改善されない場合 → 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、勧告＋公表



荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合 → 公正取引委員会への通知

4. 標準的な運賃の告示制度の導入

【平成35年度末までの時限措置】

【背景】・・・荷主への交渉力が弱い等

- 必要なコストに見合った対価を收受し難い
- 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない



標準的な運賃の告示制度の導入（労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のため）

国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる